

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から同年9月まで  
社会保険事務所(当時)に国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料は還付されており、申立期間は未加入期間となっているとの回答を得た。

しかし、私は、厚生年金保険に加入していた期間も国民年金保険料を納付していたので、保険料の還付を受けたことがあるが、申立期間には厚生年金保険など他の公的年金には加入しておらず、一緒に保険料を納付していた妻は申立期間も納付済みとなっているので、申立期間について私の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿(以下、「特殊台帳等」という。)では、申立期間を含む昭和45年1月から同年9月までの期間及び49年3月から50年9月までの期間の国民年金保険料として「1万1,490円」が申立人に対して還付された記録が確認できるが、申立人は、申立期間に厚生年金保険など他の公的年金に加入しておらず、申立人の妻も申立期間は国民年金被保険者であることから、申立人が申立期間の保険料の還付を受ける理由は無い。

また、特殊台帳等に記載された還付金額(1万1,490円)は、当該還付期間の納付済保険料額(2万1,690円)の約半分にしか過ぎないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付していたが、国民年金の納付記録は未納となっている。

しかし、私の日記に、申立期間の国民年金保険料を納付したことが書かれているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、平成2年12月28日に同市が平成元年度及び2年度の納付書を申立人に交付した記載が確認できることから、申立人が所持する日記には、同日に「市役所へ年金納めに行く」との記載が確認できることから、申立人が申立期間を含む2年間分の納付書を受領しながら、2年度の国民年金保険料のみを納付し、元年度の保険料を未納のままとすることは考え難い。

さらに、昭和62年10月から申立人の税務関係書類を作成していた税理士事務所の担当者は、申立人の国民年金保険料の納付状況について、「保険料の未払いは、前年分の確定申告書等と照合していたことから、未払いのまま放置されたことは無いと思う。」「2年分のまとめ払いも数回あった。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付していたが、国民年金の納付記録は未納となっている。

しかし、妻の日記には、申立期間の国民年金保険料を納付したことが書かれているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを昭和40年8月ころに受けてからは、国民年金の加入期間において、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、平成2年12月28日に同市が平成元年度及び2年度の納付書を申立人に交付した記載が確認できる上、申立人の妻が所持する日記には、同日に「市役所へ年金納めに行く」との記載が確認できることから、申立人の妻が申立期間を含む2年間分の納付書を受領しながら、2年度の国民年金保険料のみを納付し、元年度の保険料を未納のままとすることは考え難い。

さらに、昭和62年10月から申立人の税務関係書類を作成していた税理士事務所の担当者は、申立人の国民年金保険料の納付状況について、「保険料の未払いは、前年分の確定申告書等と照合していたことから、未払いのまま放置されたことは無いと思う。」「2年分のまとめ払いも数回あった。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 旭川国民年金 事案 428 (事案 318 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から42年6月まで  
平成21年3月12日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から訂正不要との通知を受け取った後に、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示すメモが見つかったので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間における国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、昭和37年2月から42年6月までの保険料が申立人と同様にすべて未納とな<sup>あいまい</sup>っている上、妻は、保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人から、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が納付したことを示す資料として、新たに手帳の一部(以下、「メモ」という。)が提出されたが、当該メモに記載された納付年月日「昭和40年12月20日」では、申立期間の一部の期間は時効により保険料を納付することができない上、申立期間の一部の期間の保険料は前納により納付したこととなるが、妻は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しており、納付方法に矛盾があること、及び当該メモには申立期間の保険料として「1万9,800円」又は「1万1,800円」とページによって異なる金額が記載されており、これらの金額は実際に納付した場合の金額と大きく異なることを踏まえると、当該メモが申立期間当時に記載されたものであるとは認め難く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案 429 (事案 317 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から40年1月までの期間及び41年3月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から40年1月まで  
② 昭和41年3月から45年3月まで

平成21年3月12日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から訂正不要との通知を受け取った後に、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示すメモが見つかったので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和37年2月から45年3月まで)に係る申立てについては、申立期間のうち、昭和37年2月から42年6月までの国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も未納であること、及び42年7月から45年3月までは、申立人は保険料をさかのぼって納付したと主張しているものの、納付時期や納付金額が曖昧であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人の夫から、申立期間①及び②の国民年金保険料を申立人が納付したことを示す資料として、新たに手帳の一部(以下、「メモ」という。)が提出され、当該メモには、申立人が昭和36年2月30日に申立期間①を含む同年2月から40年1月までの保険料として「1万1,400円」を納付した旨、及び41年3月25日に申立期間②(昭和41年3月から45年3月まで)の保険料として「2万1,600円」を納付した旨記載されている。

しかしながら、当該メモに記載された納付年月日では、申立期間①及び②の国民年金保険料を前納したこととなるが、申立人は、申立期間①及び②の保険料をさかのぼって納付したと主張しており納付方法に矛盾があること、及び申

立人が納付したとする保険料額と実際に納付した場合の保険料額は大きく異なる上、申立人が保険料を納付したとする納付日のうち、「昭和 36 年 2 月 30 日」は暦上存在しないことを踏まえると、当該メモが申立期間当時に記載されたものであるとは認め難く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年12月まで

私は、A町にある食堂で働いていた時に、当時、同町で総務課長をされていた方から勧められ、昭和46年4月ころに同町役場で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、A町役場か郵便局で3か月毎又は半年分まとめて納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和46年4月ころに行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の20歳到達時における国民年金被保険者資格の取得年月日から、49年2月ころと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録及びA町の被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和49年1月10日であることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、納付書は作成されず、申立人は国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 20 日から平成 2 年 9 月 1 日まで  
② 平成 3 年 5 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

申立期間は、A社で出稼ぎ労働者として、毎年8か月から12か月程度勤務していた。

厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は持っていないが、会社から保険証をもらったのは間違い無い。同社で勤務していた期間のうち、厚生年金保険の加入記録がある平成2年9月1日から3年5月1日までの期間以外の申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和61年5月20日（取得）から同年12月20日（離職）まで、62年9月19日（取得）から63年5月8日（離職）まで、同年9月27日（取得）から平成元年5月6日（離職）まで、同年10月25日（取得）から2年4月30日（離職）まで、同年6月10日（取得）から3年4月25日（離職）まで、同年8月27日（取得）から4年6月2日（離職）まで、及び同年7月13日（取得）から5年4月30日（離職）まで）、及びA社の回答から、申立人が同社に、申立期間のうち当該雇用保険の加入期間において季節雇用者として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社提出の給与台帳には、申立人の厚生年金保険の加入記録の存在する期間を除き、厚生年金保険料が控除された旨の記載は見当たらない上、同社は、「季節雇用者は、基本的に、厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたが、加入希望者がいれば手続をしていた。」と回答し、元事務担当者は、「季節雇用者については、希望があれば手続をしていたが、加入の申出を受けた記憶はほとんどありません。」と証言している。

なお、B市から回答のあった申立人の国民健康保険の加入履歴によると、申立人は、昭和61年4月11日に国民健康保険の被保険者資格を取得し、平成2年9月2日に同資格を喪失している上、オンライン記録によれば、申立人は、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成3年5月1日）と同日付けで健康保険の任意継続被保険者資格を取得しており、その後、5年5月1日に同資格を喪失するまでの期間において、健康保険の任意継続被保険者となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案358

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月4日から同年12月25日まで  
A社では、昭和29年6月から同年12月まで働いていたのに、同年10月4日以降の厚生年金保険の加入記録が無い。  
しかし、昭和29年12月6日の日記に、失業保険の保険料をA社の社長宅に持って行った記載があり、厚生年金保険料も給与から控除されなかったの  
で一緒に持って行ったはずである。  
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の当時の日記から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は昭和29年10月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、当該事業所において厚生年金保険の加入記録の存在する者10人のうち9人（申立人を含む。）が、同日において一斉に被保険者資格を喪失した記録となっている（残りの1人は、昭和29年9月28日に喪失している）上、当該事業所が申立期間において再び厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は、「昭和29年12月6日の日記に「Bさんの所に行き失業保険とかけて来る」と記載されていることから、失業保険の保険料のほかに、厚生年金保険料についても持参したはずである。」と主張しているが、日記には、給料等の金銭の受領及び支出についての詳細な記載がある一方で、厚生年金保険料の支払いに関する記載は無い。また、元事業主も「よく覚えていないが、厚生年金保険料は会社と本人の折半であり、給料から引いていたと思う。」と

回答しており、連絡の取れた元従業員からも、厚生年金保険料を社長宅に持参していたとする申立人の主張を裏付ける証言は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案359

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月1日から58年12月1日まで  
A社には、申立期間において営業及び現場管理の正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと記憶している。  
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元役員提出のB国民健康保険組合の保険料に係る計算書(メモ)、及び申立人の雇用保険の加入記録(昭和57年4月1日(取得)から同年12月30日(離職)まで)から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、商業登記簿謄本で確認できる当時の役員、及び申立人が記憶していた同僚には、申立期間に同社における厚生年金保険の加入記録は存在していない上、元役員は、「当社は、B国民健康保険組合には加入していたが、事業所として厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、連絡の取れた同僚も、「A社では厚生年金保険はかけていないし、保険料も引かれていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。